

「令和7年度いばらき賃上げ支援金」募集開始のご案内！！

茨城県では、1時間あたりの賃金を「茨城県最低賃金+5円」※以下の額から 35 円以上引き上げた中小企業等を対象に、1事業所当たり最大50万円を支給します！

※茨城県最低賃金 1,005 円(2024 年 10 月 1 日発効)+5円 = 1,010 円

報道機関の皆様方には、是非告知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

いばらき賃上げ支援金について

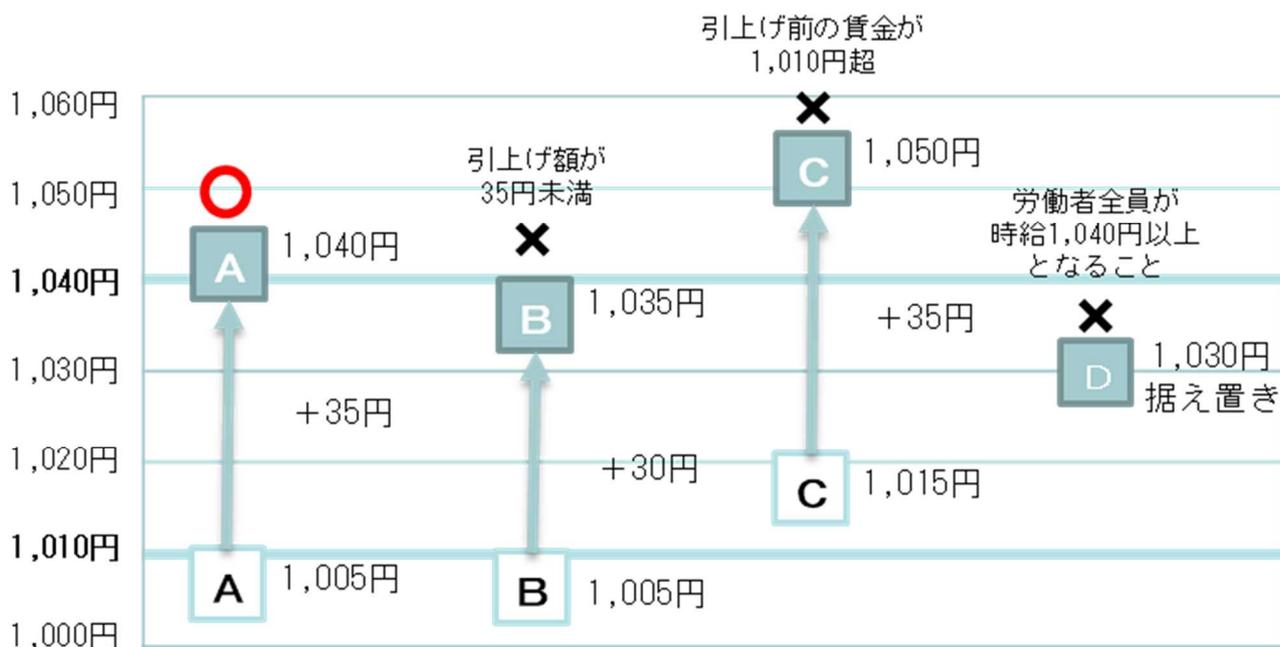
1 目的	労働力不足と物価高騰が依然として中小企業の事業経営に影響を与える中、物価上昇を上回る賃上げを促進し、本県経済の持続的な成長を図るため、大幅な賃上げを実施する中小企業等を支援
2 申請期間	<u>2025年6月2日(月)～2026年1月30日(金)(必着)</u> ※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。
3 支給対象	県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているものに限る)も含む。
4 支給要件	①賃上げの対象時期 2025年4月1日から2026年1月30日まで ②賃上げ対象労働者 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ※ただし、非正規雇用労働者については週所定労働時間20時間以上であること ③賃上げ額 (ア)対象時期において、1時間あたりの賃金が「最低賃金+5円」※以内の労働者の賃金を35円以上引き上げること ※茨城県最低賃金 1,005 円(2024 年 10 月 1 日発効)+5円 = 1,010 円 (2025 年最低賃金発効後は引き上げ基準額も変更となります。) (イ)申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間あたりの賃金が1,040円以上であること (ウ)引上げ後の賃金水準を1年間継続すること
5 支給額	正規雇用労働者1人当たり 5万円 非正規雇用労働者1人当たり 3万円
6 支給上限額	1事業所当たり最大50万円
7 申請及び 問合せ窓口	いばらき賃上げ支援事業事務局 茨城県水戸市城南 2-1-20 井門水戸ビル5階 コールセンター:050-3385-8075 ホームページアドレス: https://chinageshienkinshikyuu.ibaraki.jp

※5月26日(月)開設



【問い合わせ先】茨城県産業戦略部 企画室長 桔梗谷(ききょうだに)
労働政策課 郡司、清水
TEL:029-301-3635

【支援金支給イメージ】



【注釈】

- ・A：「4支給要件」の③(ア)を満たす
- ・B：「4支給要件」の③(ア)を満たさない(引き上げ額が 35 円以上であること)
「4支給要件」の③(イ)を満たさない(事業所内の全ての労働者の1時間あたり賃金が 1,040 円以上であること)
- ・C：「4支給要件」の③(ア)を満たさない(1時間当たりの賃金が「最低賃金+5円」(1,010 円) 以内の労働者であること)
- ・D：「4支給要件」の③(イ)を満たさない(事業所内の全ての労働者の1時間あたり賃金が 1,040 円以上であること)